全体	№56
個別	014-01

平成２５年度［　消　防　本　部　］　組織目標

課　名	総務課（消防団）

№.	総合計画の区分	施策の大綱	快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち
		施　　策	安全で質の高い住環境の整備
	項　　目	地区消防団の統合及び車両の適正配置の推進	
	内　　容	消防団員の減少に伴い、若者や女性の入団を促進し増員を図るとともに、分団員数の減少若しくは職場等の都合により災害時において消防団活動に影響を及ぼす虞のある分団は、隣接分団と統合し部制を敷くとともに地区消防団のブロック化を行い地域に適応した分団及び車両を配備し、迅速かつ的確な分団活動が行われるよう、消防団組織等改革推進委員会で協議を行い、分団統合、車両の適正配置を進めます。	
	指　　標（数値目標）	【今年度】 平成２５年４月１日現在の対馬市消防団分団数６７分団を６０分団とします。分団間の距離、受持区域、団員数等を勘案し、効率よく消防活動が出来るよう消防団組織等改革推進委員会で協議し分団統合を進めます。 【達成年度】 平成２７年度を対馬市消防団分団統合及び車両適正配置の最終年度とします。	
	達成時期	平成２８年　３月	

スケジュール	取り組み	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
	対馬市消防団組織等改革推進委員会開催			○					○				○
	統合に向けた協議（地区本部・分団・地区）	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

全体	№57
個別	014-02

平成２５年度［　消　防　本　部　］　組織目標

課　名	警　　防　　課

№.	総合計画の区分	施策の大綱	快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち
		施　　策	安全で質の高い住環境の整備
	項　　目	応急手当の普及啓発活動	
	内　　容	自分の家族は勿論のこと、「身近な人は自分で守る」を主眼とし、救命に向けての救急隊到着までの間に市民の手による応急手当（人工呼吸・心臓マッサージ・ＡＥＤの使用等）の実施は極めて重要なものです。近年、対馬市内においてもＡＥＤの設置普及が１４８施設１６１基と進んできたことから、設置施設の関係者だけでなく市民の皆様にＡＥＤの設置を広く周知していくと同時に、救命処理の手技を身につけていただくため、応急手当の講習会を毎週土曜日の終日に拡大して実施します。 併せて、普通救命講習（３時間）だけでなく、負担の少ない救急法（１時間程度）も受講者の希望に合わせて実施します。	
	指　　標（数値目標）	【今年度】 一人でも多くの市民に応急手当の手技を習得してもらうため、毎週土曜日の終日に消防署所で行う救命講習は、少人数といわず１名での受講も可能とします。 また、事業所等の救命講習会は従前どおり受講希望日に希望の場所で実施するとともに、子どもに対する講習会を実施するために育成会へ働きかけます。 ・受講者延べ人員　約２，５００名 【達成年度】 ・同　　上	
	達成時期	平成２６年　３月	

スケジュール	取り組み	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
	救命講習等	←											→

全体	№58
個別	014-03

平成２５年度［　消　防　本　部　］　組織目標

課　名	通　　信　　課

No.	総合計画の区分	施策の大綱	快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち
		施　　策	安全で質の高い住環境の整備
	項　　目	消防救急無線のデジタル化	
	内　　容	電波法関係審査基準が改正され、消防機関が使用する消防救急アナログ無線の使用期限が平成２８年５月３１日迄とされています。 このことから、消防無線のアナログ方式からデジタル方式への移行を平成２６年度までに実施します。	
	指　　標 （数値目標）	【今年度】 実施設計業務及び整備 実施設計業務の完結を受け、平成25年度の補助金事業を受けて、整備します。 ・実施設計業務の完結 ・平成25年度に予算化し、入札契約を行う。 ・整備についての打ち合わせ等を行う。 【達成年度】 ・消防救急無線のデジタル化	
	達成時期	平成２７年　３月	

スケジュール

取り組み	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
実施設計業務	→	→	→	→								
整備（議会提出準備）				→	→							
議会						↔ 予算承認			↔ 契約承認			
入札等								▲ 仮契約	▲ 本契約			
整備（工事･打合せ等）										→	→	→

全体	№59
個別	014-04

平成２５年度［　消　防　本　部　］　組織目標

課　名	予　防　課

№.	総合計画の区分	施策の大綱	快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち
		施　　策	安全で質の高い住環境の整備
	項　　目	住宅用火災警報器設置促進広報及び効果的な立入検査の実施	
	内　　容	１　広報やイベントを通して市民に住宅防火を訴え、住宅用火災警報器設置率５０％未満に低迷している９地区への重点的指導により早期設置を促進します。 ２　火災発生時の人命危険が高い施設等に対する効果的な立入検査を実施し、一層の防火安全対策の徹底を図ります。	
	指　　標（数値目標）	【今年度】 １　住宅用火災警報器の有効性をＰＲし、設置率が低迷している地区への重点指導により全地区５０％以上の設置率を目指します。 ２　自力避難困難者が入居及び出入りする７３施設に対して年１回以上の立入検査を実施し、防火安全対策の指導徹底を図ります。 【達成年度】 ・同　　上	
	達成時期	平成２６年　３月	

スケジュール

取り組み	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
住宅用火災警報器設置促進広報	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
効果的な立入検査の実施	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔